

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1 法人の業務の執行状況

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

### 2 法人の内部統制システムの整備及び運用状況

①内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

②プリペイド方式等による DNA 合成製品等の取引及び預け金等の取引による不適正な経理処理がなされている事実が判明し、平成 26 年 12 月 19 日に中間報告を公表した。全容解明に向け調査継続中であるが、外部委員（弁護士及び公認会計士）を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、徹底した再発防止策を実施している。

### 3 役員の不正行為等について

役員の仕事の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等について

会計監査人「優成監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

### 5 事業報告書について

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項について

### 1 給与水準

給与水準については、事務・技術職員および研究職員のいずれも国家公務員水準を上回ってはいない。

【平成 26 年度ラスパイレス指数】

研究職員：97.9      事務・技術職員：97.6

### 2 事務・事業の見直し

経費の削減については、見直しや効率化を進め、業務経費は毎年度平均 1%以上、一般管理費は毎年度平均 3%以上の削減を達成している。

### 3 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

会計規程、および契約事務実施規則に則り、適正に運営されている。

4 法人の長の報酬水準の妥当性について

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表 4 号俸を参考とし設定しており  
妥当な水準であると認める。

5 保有資産の見直し状況

施設・設備のうち不要と判断されたものについて、適正に処理している。26 年度  
については常陸大宮地区の放射線育種場寄宿舍の土地を国庫納付した。

平成 27 年 6 月 9 日

国立研究開発法人 農業生物資源研究所

監事

監事

木瀬 互   
長谷川 峯夫 

